平成２６年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目23番２号
破産者　宮里　忠仁
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１７号
岩手県花巻市二枚橋第６地割306番地５
破産者　森山　和哉
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１０９号
茨城県水戸市文京２丁目２番24号　ユニバースハイツＢ棟103号、旧住所茨城県水戸市渡里町1145番地の２　ブルームグラスＩ棟101号
破産者　山下　昌広
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５６号
茨城県取手市井野団地１番６―201号、申立時の住所茨城県取手市桜が丘４丁目30番７号、前住所茨城県取手市井野台１丁目22番14―504号
破産者　前田　芳伯
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
静岡県沼津市大岡1562番地の１　リバーサイド日吉ビル３Ｆ
破産者　篠原　弘直
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―703号
破産者　永山　学人
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１４８号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―703号
破産者　永山　絹代
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４６８号
愛知県西尾市吉良町上横須賀宮腰４番地
破産者　黒部バラ園こと　黒部　良子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
愛知県西尾市吉良町上横須賀宮腰４番地
破産者　黒部　茂治
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５号
三重県三重郡菰野町大字神森507番地、開始決定時の住所愛知県碧南市上町２丁目52番地10
破産者　山下　里子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
大津市日吉台２丁目12番１号、前住所大津市唐崎１丁目24番10号　201号
破産者　林　　親司（旧姓原田・変更前の名弘幸）
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
大津市枝４丁目７番８号、住民票上の住所大津市里６丁目19番10号
破産者　松本　隆夫
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９号
滋賀県甲賀市水口町山2589番地152、前住所滋賀県甲賀市水口町東林口５番39号
破産者　田中五男こと　鄭　　大生
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７３号
京都市中京区壬生朱雀町22番地28、破産手続開始決定時の住所京都市下京区西洞院通松原上る高辻西洞院町812番地
破産者　木下　　修
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
京都市上京区中立売通堀川西入役人町260番地　西陣佐わらび306号
破産者　西村　満治
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３１号
京都市右京区花園猪ノ毛町８番地１　花園団地25棟202号、破産手続開始決定時の住所京都市右京区花園馬代町２番地の１
破産者　田口美和子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６４３号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目37番５―308号、前住所兵庫県尼崎市猪名寺１丁目36番６―303号
破産者　村瀬　長慶
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３５号
兵庫県西宮市山口町下山口1650番地26ななくさ白寿荘特別介護棟、前住所兵庫県芦屋市公光町10番19―202号
破産者　加藤　幸平
成年後見人　上野　孝司
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係